

一時預かり事業（預かり保育以外）

担当課名 子育て支援課

※下記の点について、ご記入をお願いします。

不足する場合は、別途資料等をご提出願います。

■本市における事業名

一時預かり事業（預かり保育以外）

■事業の概要

一時保育事業

日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業です。

ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かりを希望する利用会員（保護者）と、援助を行う提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

トワイライトステイ

保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業です。

■確保方策の考え方

一時預かり事業については、1 施設増やすことで、確保していきます。預かり人数については 6 人以上とします。
また、子育て援助活動支援事業については、民間委託を視野に入れながら供給を増やしていきます。

■4 年間（令和 2 年～令和 5 年）の事業実施の経過（推移）と内容

・確保提供量と実利用者数

	項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
確保提供量	一時保育事業	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050
	ファミリー・サポート・センター事業	2,800	2,940	3,220	3,360	3,500
	トワイライトステイ	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436
実利用者数	一時保育事業	1,265	1,491	1,342		
	ファミリー・サポート・センター事業	1,486	1,684	2,378		
	トワイライトステイ	386	158	27		
	②－①	－5,159	－5,103	－4,969		

・事業の経過

保育所での一時保育事業については、安定的な運営体制の構築が難しい事業ではあるが、国立あゆみ保育園と国立保育園（令和 2 年度及び 3 年度は国立ひまわり保育園）の 2 園で実施してきた。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用控え等により利用実績は見込みよりも少ない傾向にあったが、感染拡大防止策を講じて、事業の継続に努めてきた。

ファミリー・サポート・センター事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用控え等により利用実績は見込みよりも少ない傾向にあったが、感染拡大防止キットを支援会員に配布するなど、事業の継続に

裏面もあります。

努めた。令和2年度より、生活困窮世帯等に対する利用料減免制度を開始した。令和4年度より、ファミリーサポートセンター支援会員と、育児支援サポーターの養成研修を合同で行い、それぞれの登録者数の増加を図った。令和5年4月の子ども家庭支援センターの機能移転に伴い、市役所本庁に事務所を移転し、引き続き市の直営事業として実施している。令和5年度より、矢川プラスここすきひろばにて利用会員登録説明会を実施し利用会員の増加を図っている。

トワイライト事業については、ショートステイ事業と同じ場所にて実施している。安定的な運営体制の構築が難しい事業であり、令和4年4月より職員体制の確保等の都合により事業を休止していたが、令和4年11月から事業を再開した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用控え等により利用実績は見込みよりも少ない傾向にあった。

■次年度以降の方向性

一時保育については、実施保育園と引き続き連携を図りながら事業継続を図るとともに、配慮を要する児童の受け入れや安定的な運営の体制構築に向けて各事業者と連携を図っていく。矢川保育園での一時預かり事業の実施を検討する。令和7年度中に開設予定の国立駅南口に子育て支援施設での一時預かり事業の実施を検討する。

ファミリーサポートセンター事業については、利用会員、支援会員の増や支援会員の質の向上を図りながら、引き続き事業を継続していく。利用会員、支援会員双方にとって適正な利用料金について検討していく。

トワイライトステイについては、引き続き事業を継続するとともに、要配慮児童加算等、柔軟な受け入れを安定的に行える体制に向けて委託事業者と協議していく。ショートステイ（宿泊）とトワイライトステイ（日帰り）の実施場所や運営体制等について検討を進めていく。

■その他

以上で調査は終了です。
ありがとうございました。